

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 設置区分及び種別</b> 電気を動力源とする消防用設備等には、次の表により非常電源を附置すること。★</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>※1 △印は延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※2～※5 (略)</p> <p><b>2 設置室の位置及び構造等</b> (1)～(3) (略) (4) 次に適合する換気装置を設けること。 ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。 ただし、通風の良好な廊下等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令 112 第 16 条第 16 項に適合する防火ダンパー（以下「自動閉鎖式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。 イ～ク (略) (5)～(6) (略)</p> <p><b>3 非常電源回路の配線等</b> (1) (略) (2) 配線の施工方法 ア～ウ (略) エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、 _____ア(ウ)を準用する。 オ～キ (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p><b>II 非常電源専用受電設備</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 低圧受電</b> (1) 略 (2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は (1)に定めるその他の配電盤等に限る。★ ア～イ (略)</p> <p><b>3 電源要領 (略)</b></p> <p><b>III (略)</b></p> <p><b>IV 蓄電池設備</b> 蓄電池設備によるものは、規則第 12 条第 1 項第 4 号ハ及び昭和 48 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、次によること。</p>		<p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 設置区分及び種別</b> 電気を動力源とする消防用設備等には、次の表により非常電源を附置すること。★</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>※1 △印は延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。<u>(複合用途にあっては、政令第 9 条の規定が適用される消防用設備等の場合は、当該用途ごとに判断して、特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。)</u></p> <p>※2～※5 (略)</p> <p><b>2 設置室の位置及び構造等</b> (1)～(3) (現行に同じ。) (4) 次に適合する換気装置を設けること。 ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。 ただし、通風の良好な廊下等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令 112 第 21 条第 21 項に適合する防火ダンパー（以下「自動閉鎖式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。 イ～ク (現行に同じ。) (5)～(6) (現行に同じ。)</p> <p><b>3 非常電源回路の配線等</b> (1) (現行に同じ。) (2) 配線の施工方法 ア～ウ (現行に同じ。) エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、 <u>I 3(2)ア(ウ)</u>を準用する。 オ～キ (現行に同じ。)</p> <p><b>4 (現行に同じ。)</b></p> <p><b>II 非常電源専用受電設備</b></p> <p><b>1 (現行に同じ。)</b></p> <p><b>2 低圧受電</b> (1) 略 (2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は<u>前</u>(1)に定めるその他の配電盤等に限る。★ ア～イ (現行に同じ。)</p> <p><b>3 電源要領 (現行に同じ。)</b></p> <p><b>III (現行に同じ。)</b></p> <p><b>IV 蓄電池設備</b> 蓄電池設備によるものは、規則第 12 条第 1 項第 4 号ハ及び昭和 48 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、次によること。</p>	<p>S53 消防予第 179 号、S54 消防予第 173 号 16 項イの取り扱いの追記</p> <p>参照誤り修正</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p>

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～4 (略)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な(1)の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下, 省略)</p>		<p>1～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な前(1)の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>文言追加</p>